

説明書

業務名	建設業魅力発信業務
履行期間	契約締結日から令和6年(2024年)3月15日(金)まで
契約上限額	5,082千円(消費税及び地方消費税を含む。)
説明会	令和5年(2023年)6月13日(火)
仕様書等に対する質問書提出期限	令和5年(2023年)6月15日(木)17時まで
参加資格確認申請書提出期限	令和5年(2023年)6月16日(金)17時まで
提案書提出期限	令和5年(2023年)6月30日(金)17時まで
プレゼンテーション	令和5年(2023年)7月4日(火)予定
選考結果通知	令和5年(2023年)7月7日(金)まで

1 参加資格の確認申請について

(1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア 様式第2号 参加資格確認申請書 1部

イ 様式第3号 実績書 1部

※ 過去に類似業務の実績があれば提出すること。

※ 業務実績に記載した実績のうち、内容が確認できる書類(契約書の写し等)を1部添付すること。

ウ 会社概要(パンフレットで可) 1部

(2) 申請書等の提出は、持参又は郵送による。

※ 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(3) 参加資格確認申請書提出後に本プロポーザルへの参加を取りやめる場合は、様式第5号参加辞退届を提出すること。

2 仕様書等に対する質問について

仕様書等に対する質問がある場合は、様式第1号仕様書等に対する質問書に記入の上、電子メール又はファックスにより提出すること。

3 提案書及び添付資料について

(1) 提出書類

ア 表紙 様式第4号

イ 企画提案書(任意様式)

企画提案書の構成は、以下のとおりとする。

- (ア) 事業全体の進め方及び実施体制、事業スケジュール
- (イ) 制作するコミック及びWebサイトに関すること（内容・絵柄・構成・取材先の選定・今後の展開等）。
- (ウ) 広報物によるプロモーションに関すること。
- (エ) 効果測定に関すること。
- (オ) 見積書に関すること。

※ 以上の全てが「契約上限額」内で実行可能なものであること。

- (2) 提出部数 10部（正本1部、副本9部）

- (3) 作成に当たっての注意事項

A4縦長左綴じ（ホチキス留め）。ただし、図表等については、A3片面印刷で折り込みも可能とする。

- (4) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。
- (5) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。
- (6) 提出は持参又は郵送による。

※ 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

- (7) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

4 プレゼンテーションについて

- (1) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。
- (2) 出席者は2人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は1者当たり30分程度（説明20分、質疑10分程度）を予定している。

5 最優秀提案者の選定について

- (1) 提出された提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。
- (2) 最優秀提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。
- (3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、企画内容の評価が高い者を最優秀提案者とする。
- (4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け、又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった

場合も同様とする。

6 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

7 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (4) 本プロポーザルに関する質問は、10の問合せ先で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。

8 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり

9 添付書類

- (1) 公示
- (2) 説明書
- (3) 仕様書
- (4) 評価基準
- (5) 各種様式（様式第1～5号）
- (6) 契約書（案）

10 問合せ

担当課 佐賀県県土整備部建設・技術課 建設業担当

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59

電話 0952-25-7153

ファックス 0952-25-7317

電子メールアドレス kensetsu-gijutsu@pref.saga.lg.jp